

# 兵庫県パートナーシップ制度

## 令和6年4月1日スタート

### 兵庫県パートナーシップ制度とは

- お互いを人生のパートナーとして認め合ったお二人が、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した関係であることを届け出し、県がその届出を受理したことを証明(受理証明書を交付)する制度です。
- 婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしていないカップルなどの日常生活の困りごとや不安が解消され、誰もが人生のパートナーと協力しながら安心して暮らせる環境づくりを目指すものです。

※本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありません。

### 日常生活の 困りごとや 不安の例

パートナーやその子ども(親)が入院している時に、面会や病状説明を断られたり、緊急入院する際、手続や付き添いを拒否される。

パートナーの親について、介護施設等での面会や付き添いを断られる。

自分たちの関係が、地域社会から認められていない、拒絶されていると感じる。

公営住宅には同居親族でないと入居できない。

パートナーの子どもについて、保育所等の送り迎えや行事への参加の際、子どもとの関係を理解してもらえない。

A

| パートナーシップ制度届出受理証明書                   |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。 |                 |
| 【本人】                                | 【パートナー】         |
| 氏名<br>( 年 月 日生)                     | 氏名<br>( 年 月 日生) |
| 届出日<br>年 月 日                        |                 |
| 交付番号<br>第 号<br>年 月 日                | 兵庫県知事 印         |

C:兵庫県花「のじぎく」

| パートナーシップ制度届出受理証明書                   |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。 |                 |
| 【本人】                                | 【パートナー】         |
| 氏名<br>( 年 月 日生)                     | 氏名<br>( 年 月 日生) |
| 届出日<br>年 月 日                        |                 |
| 交付番号<br>第 号<br>年 月 日                | 兵庫県知事 印         |

受理証明書は

A~Cの3種類から  
選択できます。

【裏面】子や親等の氏名を記載する場合

カードの提示を受けた皆様へ

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとして認め合い相互に協力し合う関係にある旨の届出を本県が受理したことを証明するものです。提示を受けた方はその趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。また、個人情報等を本人の同意なく口外しないでください。

【特記事項】

(通称名を記載している場合の戸籍上の氏名)

|                                 |         |
|---------------------------------|---------|
| 【本人】                            | 【パートナー】 |
| 氏名                              | 氏名      |
| (届出者の近親者)                       |         |
| 続柄 氏名 ( 年 月 日生)                 |         |
| 続柄 氏名 ( 年 月 日生)                 |         |
| 兵庫県県民生活部総務課人権推進室 電話078-362-9135 |         |

B:兵庫マスコット「はばタン」

| パートナーシップ制度届出受理証明書                   |                             |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| 兵庫県パートナーシップ制度実施要綱の規定に基づき、届出を受理しました。 |                             |
| 【本人】                                | 【パートナー】                     |
| 氏名<br>( 年 月 日生)                     | 氏名<br>( 年 月 日生)             |
| 届出日<br>年 月 日                        |                             |
| 交付番号<br>第 号<br>年 月 日                | 兵庫県マスコット<br>はばタン<br>兵庫県知事 印 |

※希望に応じて、生計を一にする子や親等の氏名を受理証明書に記載します。

## ● 届出をすることができる方(お二人が以下の条件を満たす必要があります。)

- ① 成年に達していること(満18歳以上)
- ② いずれか一方は兵庫県民であること(転入予定を含む)
- ③ 民法における配偶者がいないこと
- ④ 届出しようとする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤ 民法に定める婚姻できない近親者でないこと  
(パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合を除く)

※国籍は問いません。

※性別・性的指向・ジェンダーアイデンティティを問いません。

同性のカップルや婚姻の届出をしていない異性のカップルを対象とします。

電子申請・  
郵送または  
持参にて  
受付します。

## ● 届出の方法(指定の届出書に①～④を添えて提出してください。)

### 【必要書類】

- ① 住所が確認できる書類(住民票の写し、住民票記載事項証明書等)
- ② 婚姻していないことが確認できる書類(戸籍抄本、独身証明書等)
- ③ 本人確認書類(個人番号カード「マイナンバーカード」、運転免許証等)
- ④ 届出者の顔写真(3か月以内に撮影したもの) ※書類を持参される場合は不要です。

詳しくは  
2次元コードを  
ご確認ください。



※子どもや親等の氏名の記載を希望する場合や、通称名の記載を希望する場合は、さらに書類が必要です。

受理証明書の提示等により、行政サービス(公営住宅の入居、公立病院の面会等)が利用しやすくなります。また、民間サービスの提供もあります。

詳しくは兵庫県HPをご確認ください。

兵庫県パートナーシップ制度



兵庫県LGBT電話相談窓口

性的指向、ジェンダーアイデンティティ、SOGIEハラなどの  
ご相談について、LGBT支援団体の専門スタッフが対応します。

TEL.050-3637-7521

(相談無料、ただし通話料は相談者の負担になります。)

実施日時

毎週土曜日18時～21時  
(年末年始は除く)

お問い  
合わせ先

兵庫県県民生活部総務課 人権推進室

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

FAX: 078-362-4266 Eメール: jinken@pref.hyogo.lg.jp

TEL.078-362-9135